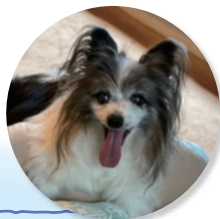


# ペットと幸せに暮らすための さまざまな取り組み

ペットと人、お互いが幸せになるために、  
もっと勉強してみよう！

国、企業、飼い主などが  
一体となって取り組む



全国で保護される犬、猫にやさしく寄り添うことが必要です。国も企業も、そして飼い主たちもいっしょになって社会全体で動くことが大切です。



まずは飼い主の責任ある行動を

動物も家族と考え、きちんと面倒を見る意識を持つことから始まります。ペットフード、ワクチン接種、毎日の散歩、トイレ処理など、人間と同じように規則正しい生活習慣を身につけていけるようにします。飼う前に、家族と役割分担などをよく話し合い、飼うことが必要です。

さまざまなイベントでアピール！

獣医師会「動物感謝デー」や、「エコライフ・フェア」では、さまざまな取り組みの紹介とともに、迷子札づくりやマイクロチップの推進などを行っています。1人でも多くの方が動物への理解を深めるためのイベントが積極的に開かれています。



迷子ペット対策にマイクロチップを

犬猫の迷子探しに大活躍のマイクロチップ。犬猫の体内に入れることで、もしも迷子になった時も、リーダーを皮膚表面にかざすだけで飼い主の情報がすぐにわかります。

2022年6月からは、犬猫の販売業者は販売前の装着が義務づけられます。



飼い主に必要な10の条件

- ① お住まいはペットを飼える環境ですか？
- ② 家族全員、ペットを飼うことに賛成していますか？
- ③ 家族に動物アレルギーの人はいませんか？
- ④ 寿命が来るその日まで、お世話をしてくれますか？
- ⑤ ペットのお世話は365日お休みなしです。その時間と体力と覚悟はありますか？
- ⑥ 年をとったペットのお世話ができますか？
- ⑦ ペットの一生にかかるお金をご存知ですか？
- ⑧ 近隣に迷惑をかけないようにルールを教えることができますか？
- ⑨ 転勤や引越しが決まっても、一緒に連れて行けますか？
- ⑩ 緊急時、代わりに飼ってくれる人がいますか？

知ってる？動物愛護管理法

動物の虐待を防ぎ、人と動物がともに生きていく社会をめざすための法律です。毎年、9月20日～26日を「動物愛護週間」とし、関連したさまざまな行事が行われています。



動物の虐待、  
飼育放棄は罪！

動物愛護管理法のもと、愛護動物をいじめたり、捨てたりすることは懲役や罰金に処せられます。エサや水を与えず愛護動物を放置することも、同じように罰せられます。



動物シェルターって何？

迷子になった動物の一時的な保護に大活躍なのが動物シェルター。行き場を失った動物を一時的に保護する場所です。さまざまなしつけやケガの治療、ワクチン接種などを行って、新しい飼い主との出会いを待ちます。



保護犬、保護猫は  
年々、減っている！

ここ最近のデータでは、約2年間で犬は約32,000頭、猫は約53,000頭、保護されています。国や企業、飼

い主が一体となった取り組みで約50年前に比べ、総数で約80%以上も下がりました。それでもなお、毎年、保護された犬猫が処分されています。

